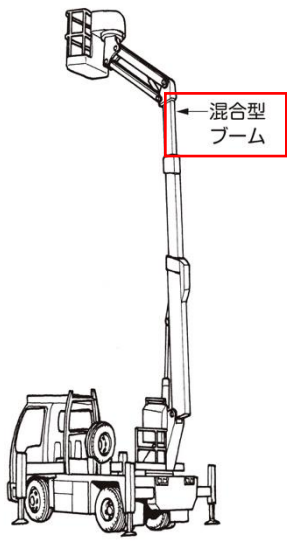
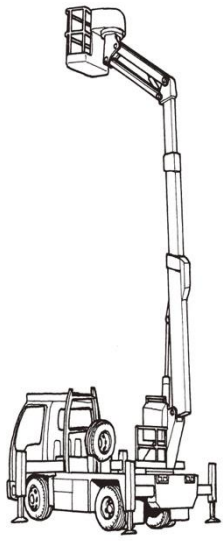
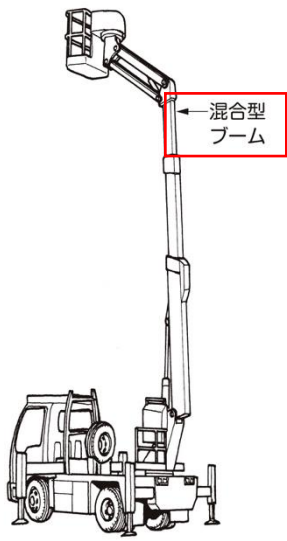


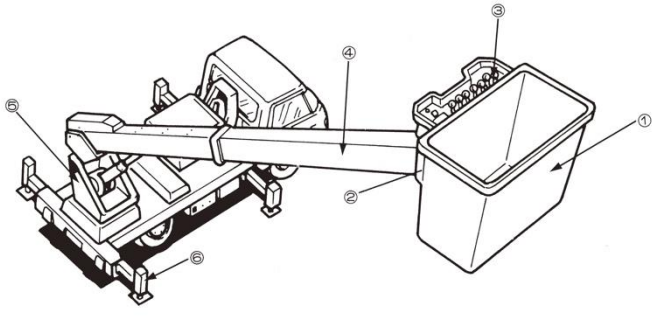
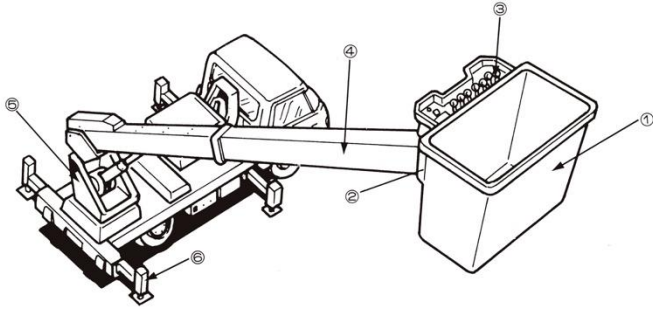
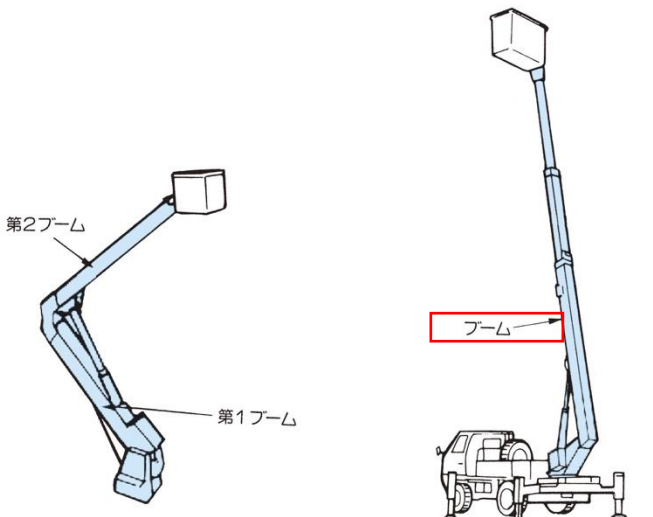
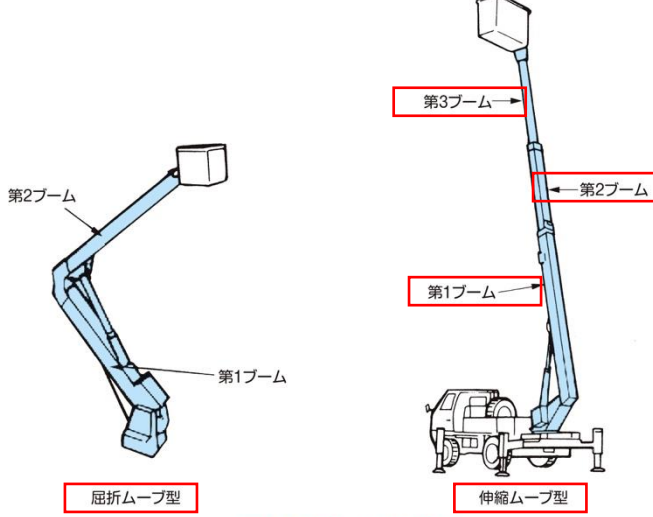
高所作業車運転者必携

安全衛生教育テキスト No.No120610

<新旧対照表> 改訂2版 令和7年6月30日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)			(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
目次	上から17行目	災害事例9 内装工が養生用フィルムを取付け中に転倒し肋骨を骨折した	目次	上から17行目	災害事例9 内装工が壁の養生用フィルムを取付け中に転倒し肋骨を骨折した
目次	上から18行目	災害事例10 鷹工が金物取付け中にすき間に落ちて転倒した	目次	上から18行目	災害事例10 鷹工が金物取付け中、クローラーが床のすき間に落ちて転倒した
3	上から10行目	文章追加	3	上から10行目	<u>作業床を作業位置近くまで寄せることができる。</u>
4	図1-6	(赤枠部分を追加)	4	図1-6	
					
		図1-6 混合型の例			図1-6 混合型の例
4	上から8行目	〔用途〕建設工事、設備工事等に使用されている。	4	上から8行目	〔用途〕建設工事 <u>(主に内装仕上)</u> 、設備工事 <u>(天井内ダクト取付)</u> 等に使用されている。

(旧版) 改訂初版19刷(令和 6 年 6 月 7 日)			(新版) 改訂 2 版(令和 7 年 6 月 30 日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
5	図 1-8	(赤枠部分を修正)	5	図 1-8	
 <p>① 作業床 ② 平衡装置 ③ 操作装置 ④ ブーム装置 ⑤ 旋回装置 ⑥ アウトリガ</p> <p>図 1-8 高所作業車の各部の名称 (概略)</p>			 <p>① 作業床 ② 平衡装置 ③ 操作装置 ④ ブーム装置 ⑤ 旋回装置 ⑥ アウトリガー</p> <p>図 1-8 高所作業車の各部の名称 (概略)</p>		
6	図 1-12	(赤枠部分を修正)	6	図 1-12	
 <p>第2ブーム 第1ブーム ブーム 第1ブーム 第2ブーム 第3ブーム</p> <p>屈折ムーブ型 伸縮ムーブ型</p> <p>図 1-12 ブーム装置の例</p>			 <p>第2ブーム 第1ブーム 第1ブーム 第2ブーム 第3ブーム</p> <p>屈折ムーブ型 伸縮ムーブ型</p> <p>図 1-12 ブーム装置の例</p>		
7	上から 5 行目	⑦アウトリガ	7	上から 5 行目	⑦アウトリガー

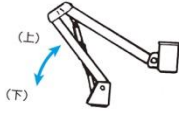
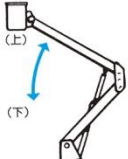
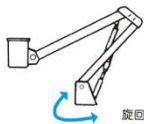
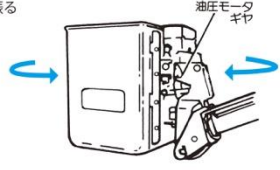
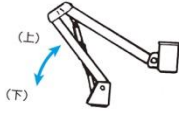
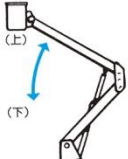
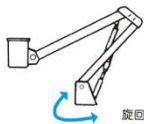
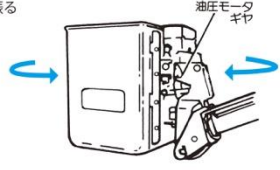
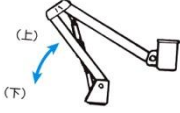
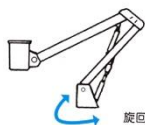
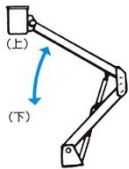
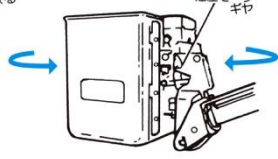
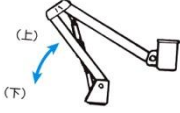
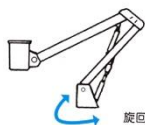
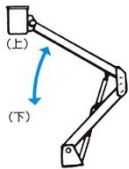
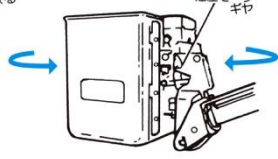
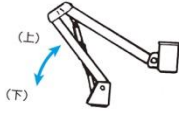
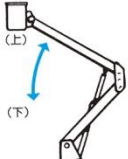
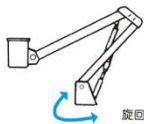
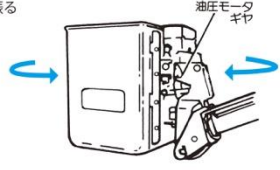
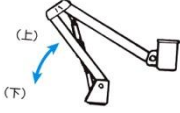
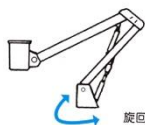
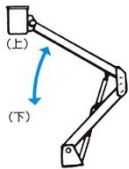
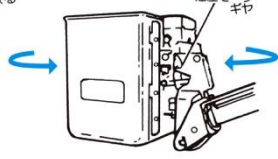
(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)			(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
7	図 1-15	(赤枠部分を修正)	7	図 1-15	
8	枠囲み	「作業床の高さ」が10メートル以上の高所作業車の運転は、 <u>その高所作業車を使用して10メートル未満の箇所で作業を行う場合であっても、技能講習を修了する必要があります。</u>	8	枠囲み	「作業床の高さ」が10メートル以上の <u>能力</u> の高所作業車の運転は、10メートル未満の箇所で作業を行う場合であっても、 <u>技能講習修了者でなければ運転できません。</u>
9	上から 7行目	文章追加	9	上から 7行目	⑫安全装置 <u>非常停止装置の他、高所作業車の誤作動、転倒を防止するためのもの</u>
11	上から 3行目	・・・おおよそ <u>100kg</u> ～ <u>200kg</u> である。 設備工事等においては、プラットホーム型を使用したほうが作業床が広く、材料及び機器等を積載する場合、 <u>能率的</u> である。	11	上から 3行目	・・・おおよそ <u>100kg</u> ～ <u>200kg</u> である。 設備工事等においては、プラットホーム型を使用したほうが作業床が広く、材料及び機器等を積載する場合、 <u>効率的</u> である。
12	上から 8行目	・・・上や地盤を <u>痛め</u> てはならない場所では、ホイール式が主に使用されている。	12	上から 8行目	・・・上や地盤を <u>傷め</u> てはならない場所では、ホイール式が主に使用されている。
13	上から 8行目	・・・特殊性からブーム及びバケット部は <u>極力</u> 絶縁化されているものを <u>使用</u> している。	13	上から 8行目	・・・特殊性からブーム及びバケット部は <u>出来る限り</u> 絶縁化されているものが <u>使用</u> されている。
14	図 1-24	図 1-24 <u>通信</u> 工事での使用例	14	図 1-25	図 1-25 <u>塗装</u> 工事での使用例

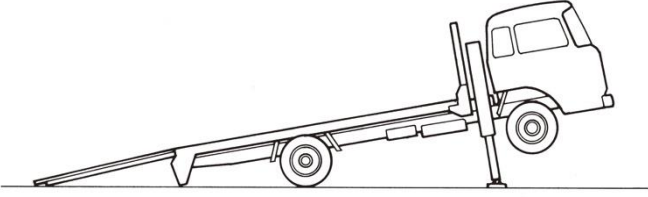
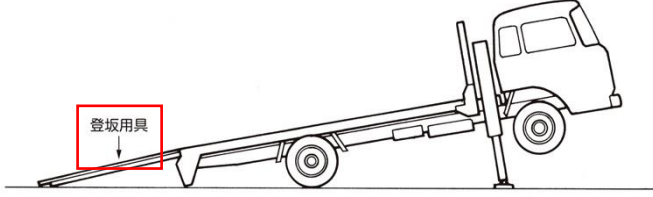
(旧版) 改訂初版19刷(令和 6 年 6 月 7 日)			(新版) 改訂 2 版(令和 7 年 6 月 30 日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
15	図 2-1	(赤枠部分を修正)	15	図 2-1	
<p>図 2-1 伸縮ブーム型ブーム装置の例</p>			<p>図 2-1 伸縮ブーム型ブーム装置の例</p>		
16	図 2-3	(赤枠部分を修正)	16	図 2-3	
<p>図 2-3 旋回装置の例</p>			<p>図 2-3 旋回装置の例</p>		
16	上から 9 行目	●起伏装置置	16	上から 9 行目	●起伏装置
18	上から 11 行目	文章追加	18	上から 11 行目	※近年ワイヤーロープのかわりにチェーンを使用したものもある。

(旧版) 改訂初版19刷(令和 6 年 6 月 7 日)			(新版) 改訂 2 版(令和 7 年 6 月 30 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
19	上から 2 行目	<p>アウトリガは、4 本の張出しシリンダと 4 本のジャッキ用油圧シリンダで構成されている。</p> <p>それぞれの油圧シリンダが車両の前後左右に取付けられ、シリンダの伸縮により車体を安定させる。</p> <p>ホイール式、クローラ式にはアウトリガが装備されていないタイプが多い。</p>	19	上から 2 行目	<p>アウトリガ<u>ー</u>は、4 本の張出しシリンダと 4 本のジャッキ用油圧シリンダで構成されている。</p> <p>それぞれの油圧シリンダが車両の前後左右に取付けられ、シリンダの伸縮により車体を安定させる。</p> <p>ホイール式、クローラ式にはアウトリガ<u>ー</u>が装備されていないタイプが多い。</p>
19	図 2-9	(赤枠部分を修正)	19	図 2-9	
<p>① H型アウトリガの例</p> <p>② A型アウトリガの例</p> <p>図 2-9 アウトリガの例</p>			<p>① H型アウトリガ<u>ー</u>の例</p> <p>② A型アウトリガ<u>ー</u>の例</p> <p>図 2-9 アウトリガ<u>ー</u>の例</p>		
20	図 2-10	図 2-10 アウトリガ操作装置 (スイッチ式) の例	20	図 2-10	図 2-10 アウトリガ <u>ー</u> 操作装置 (スイッチ式) の例

(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)			(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
21	図 2-12	(赤枠部分を変更)	21	図 2-12	
<p>図 2-12 下部操作装置 (垂直昇降型) の例</p>			<p>図 2-12 下部操作装置 (垂直昇降型) の例</p>		
22	図 2-14	(赤枠部分を変更)	22	図 2-14	
<p>図 2-14 上部操作装置 (垂直昇降型) の例</p>			<p>図 2-14 上部操作装置 (垂直昇降型) の例</p>		
22	上から 2行目	●作動規制装置	22	上から 2行目	●自動停止 (高所作業車構造規格第9条)
23	上から 11行目	●非常停止装置	23	上から 11行目	●非常停止装置 (高所作業車構造規格第13条第1号)
23	上から 15行目	●非常用降下装置	23	上から 15行目	●非常用降下装置 (高所作業車構造規格第13条第2号)

(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)			(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
24	上から 4行目	● <u>車体傾斜角規制装置</u> 車体傾斜角 <u>規制装置</u> は、・・・	24	上から 4行目	● <u>車体傾斜角自動停止装置</u> (高所作業車構造規格第10条) 車体傾斜角 <u>自動停止装置</u> は、・・・
24	上から 9行目	●安全弁	24	上から 9行目	●安全弁 (高所作業車構造規格第22条第1項)
25	上から 1行目	●逆止弁	25	上から 1行目	●逆止弁 (高所作業車構造規格第22条第2項)
25	上から 7行目	●過積載規制装置 (垂直昇降型)	25	上から 7行目	●過積載自動停止装置 (垂直昇降型) (高所作業車構造規格第11条)
25	上から 13行目	●アウトリガインターロック装置 (トラック式)	25	上から 13行目	●アウトリガ <u>インターロック装置</u> (トラック式) (高所作業車構造規格第12条)
25	図 2-21	図 2-21 アウトリガインターロック装置の作動例 アウトリガインターロック装置は、運転者がジャッキセットを・・・	25	図 2-21	図 2-21 アウトリガ <u>インターロック装置</u> の作動例 アウトリガ <u>インターロック装置</u> は、運転者がジャッキセットを・・・
26	上から 1行目	●走行速度規制装置 (ホイール式、クローラ式)	26	上から 1行目	●走行速度制動装置 (ホイール式、クローラ式) (高所作業車構造規格第5条)
26	上から 8行目	●車体前後方向表示 (ホイール式、クローラ式)	26	上から 8行目	●車体前後方向表示 (ホイール式、クローラ式) (高所作業車構造規格第21条)
27	上から 7行目	① アウトリガ	27	上から 7行目	① アウトリガ <u>ー</u>
27	図 2-24	図 2-24 アウトリガの操作装置 (レバー式) の例	27	図 2-24	図 2-24 アウトリガ <u>ー</u> の操作装置 (レバー式) の例
28	上から 7行目	② アウトリガの設置	28	上から 7行目	② アウトリガ <u>ー</u> の設置
28	図 2-27	図 2-27 傾斜地でのアウトリガの設置例	28	図 2-27	図 2-27 傾斜地でのアウトリガ <u>ー</u> の設置例
30	上から 1行目	● <u>伸縮</u> ブーム型	30	上から 1行目	● <u>屈折</u> ブーム型

(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)			(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)																						
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																				
31	表 2-2	(赤枠部分を変更)	31	表 1-1																					
<p>表 2-2 屈折ブーム型作業装置の操作手順例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>レバー操作</th> <th>作業装置の動き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①起伏(第1ブーム)レバー 「上」 「下」 「中立」</td> <td>第1ブームが上昇する " 下降する " 停止する </td> </tr> <tr> <td>②屈折(第2ブーム)レバー 「上」 「下」 「中立」</td> <td>第2ブームが上昇する " 下降する " 停止する </td> </tr> <tr> <td>③旋回レバー 「右」 「左」 「中立」</td> <td>作業床が右旋回する " 左旋回する " 停止する </td> </tr> <tr> <td>④首振りレバー 「右」 「左」 「中立」</td> <td>作業床が右に首を振る " 左に首を振る " 停止する </td> </tr> </tbody> </table>			レバー操作	作業装置の動き	①起伏(第1ブーム)レバー 「上」 「下」 「中立」	第1ブームが上昇する " 下降する " 停止する 	②屈折(第2ブーム)レバー 「上」 「下」 「中立」	第2ブームが上昇する " 下降する " 停止する 	③旋回レバー 「右」 「左」 「中立」	作業床が右旋回する " 左旋回する " 停止する 	④首振りレバー 「右」 「左」 「中立」	作業床が右に首を振る " 左に首を振る " 停止する 	<p>表 2-2 屈折ブーム型作業装置の操作手順例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>レバー操作</th> <th>作業装置の動き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①起伏(第1ブーム)レバー 「上」 「下」 「中立」</td> <td>第1ブームが上昇する " 下降する " 停止する </td> </tr> <tr> <td>②旋回レバー 「右」 「左」 「中立」</td> <td>作業床が右旋回する " 左旋回する " 停止する </td> </tr> <tr> <td>③屈折(第2ブーム)レバー 「上」 「下」 「中立」</td> <td>第2ブームが上昇する " 下降する " 停止する </td> </tr> <tr> <td>④首振りレバー 「右」 「左」 「中立」</td> <td>作業床が右に首を振る " 左に首を振る " 停止する </td> </tr> </tbody> </table>			レバー操作	作業装置の動き	①起伏(第1ブーム)レバー 「上」 「下」 「中立」	第1ブームが上昇する " 下降する " 停止する 	②旋回レバー 「右」 「左」 「中立」	作業床が右旋回する " 左旋回する " 停止する 	③屈折(第2ブーム)レバー 「上」 「下」 「中立」	第2ブームが上昇する " 下降する " 停止する 	④首振りレバー 「右」 「左」 「中立」	作業床が右に首を振る " 左に首を振る " 停止する 
レバー操作	作業装置の動き																								
①起伏(第1ブーム)レバー 「上」 「下」 「中立」	第1ブームが上昇する " 下降する " 停止する 																								
②屈折(第2ブーム)レバー 「上」 「下」 「中立」	第2ブームが上昇する " 下降する " 停止する 																								
③旋回レバー 「右」 「左」 「中立」	作業床が右旋回する " 左旋回する " 停止する 																								
④首振りレバー 「右」 「左」 「中立」	作業床が右に首を振る " 左に首を振る " 停止する 																								
レバー操作	作業装置の動き																								
①起伏(第1ブーム)レバー 「上」 「下」 「中立」	第1ブームが上昇する " 下降する " 停止する 																								
②旋回レバー 「右」 「左」 「中立」	作業床が右旋回する " 左旋回する " 停止する 																								
③屈折(第2ブーム)レバー 「上」 「下」 「中立」	第2ブームが上昇する " 下降する " 停止する 																								
④首振りレバー 「右」 「左」 「中立」	作業床が右に首を振る " 左に首を振る " 停止する 																								
34	上から 3行目	・・・ <u>構造及び操作</u> の詳細については83頁に示す。	34	上から 3行目	・・・操作の詳細については83頁に示す。																				
35	上から 2行目	・・・は、 <u>旋回操作</u> ではなく、 <u>伸縮操作</u> で離れる。	35	上から 2行目	・・・は、 <u>旋回操作</u> ではなく、 <u>最初に伸縮(縮)</u> 操作で離れる。																				
36	上から 1行目	●トラック式 <u>伸縮</u> ブーム型	36	上から 1行目	●トラック式 <u>屈折</u> ブーム型																				
40	上から 14行目	⑧ <u>走行レバー又はレバースイッチを前方へ押すと機体は前進し、後方(手前)に引くと後進する。</u>	40	上から 14行目	文章削除																				
40	上から 15行目	● <u>走行前</u>	40	上から 15行目	● <u>走行中</u>																				
41	上から 1行目	① 不整地、軟弱地では路面の状態に・・・ ② ゴムクローラの走行において、・・・ ③ その場旋回あるいは岩盤上や・・・	41	上から 1行目	⑦ 不整地、軟弱地では路面の状態に・・・ ⑧ ゴムクローラの走行において、・・・ ⑨ その場旋回あるいは岩盤上や・・・																				

(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)			(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
44	図 2-42	(赤枠部分を追加)	44	図 2-42	
 <p>図 2-42 登坂用具の使用例</p>			 <p>図 2-42 登坂用具の使用例</p>		
44	上から 10 行目	⑧ 登坂用具を登る時は、低速で <u>一気に</u> 登る。・・・	44	上から 10 行目	⑧ 登坂用具を登る時は、低速で <u>ゆっくり止まらずに</u> 登る。・・・
45	上から 1 行目	・・・回後は、旋回ロックをかけ、エンジンを停止する。	45	上から 1 行目	・・・回後は、旋回ロックをかけ、エンジン <u>又はモーター</u> を停止する。
45	上から 16 行目	④ 移送中、高所作業 <u>者</u> が揺動等により動くことがないよう、・・・	45	上から 16 行目	④ 移送中、高所作業 <u>車</u> が揺動等により動くことがないよう、・・・
51	上から 11 行目	文章追加	51	上から 11 行目	※検査表の保存期間は3年です。

(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)

(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)

頁	箇所	内容
52	表 2-10	(赤枠部分を変更)

頁	箇所	内容
52	表 2-10	

表 2-10 高所作業車作業開始前点検表の例

機械形式・名称: \_\_\_\_\_ 機械番号: \_\_\_\_\_

高所作業車作業開始前点検表

平成 年 月 日

No.	点検項目	点検内容	点検結果	特記事項
1	エンジン	冷卻水の良否	〇	
2	燃料タンク	燃料の良否	〇	
3	オイルパン	エンジンオイル量の良否	〇	
4	作業油タンク	作業油量の良否	〇	
5	タイヤ	損傷・磨耗の有無、タイヤの空気圧の良否	〇	
6	クレーン	吊钩の有無、フックの重りの良否	〇	
7	下部走行体	走行装置	〇	
8	走行体	走行装置	〇	
9	走行体	走行装置	〇	
10	走行体	走行装置	〇	
11	走行体	走行装置	〇	
12	走行体	走行装置	〇	
13	走行体	走行装置	〇	
14	走行体	走行装置	〇	
15	走行体	走行装置	〇	
16	走行体	走行装置	〇	
17	走行体	走行装置	〇	
18	走行体	走行装置	〇	
19	走行体	走行装置	〇	
20	走行体	走行装置	〇	
21	走行体	走行装置	〇	
22	走行体	走行装置	〇	
23	走行体	走行装置	〇	
24	走行体	走行装置	〇	
25	走行体	走行装置	〇	
26	走行体	走行装置	〇	
27	走行体	走行装置	〇	
28	走行体	走行装置	〇	
29	走行体	走行装置	〇	
30	走行体	走行装置	〇	
31	走行体	走行装置	〇	
32	走行体	走行装置	〇	
33	走行体	走行装置	〇	
34	走行体	走行装置	〇	

記 〇: 良好  
×: 不良

表 2-10 高所作業車作業開始前点検表の例

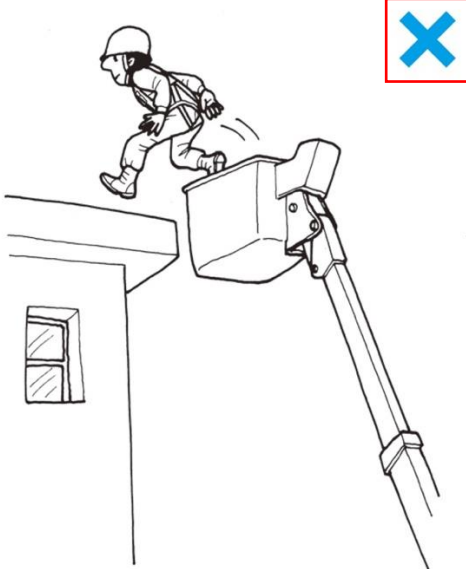
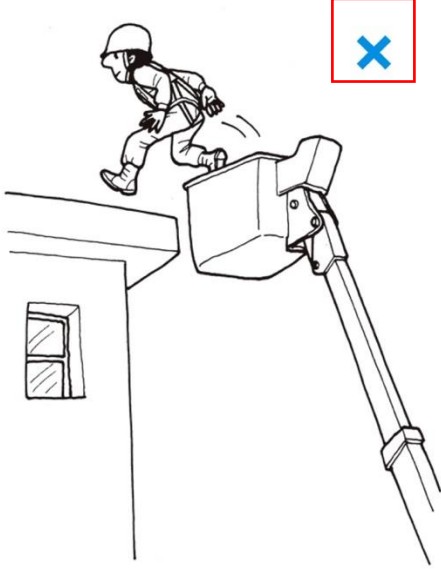


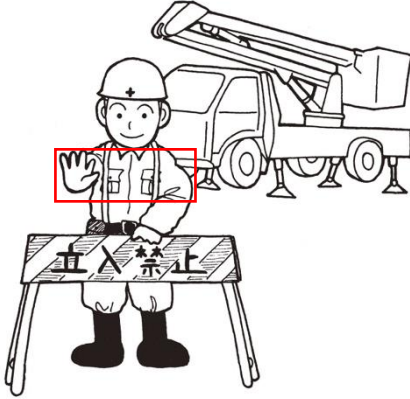
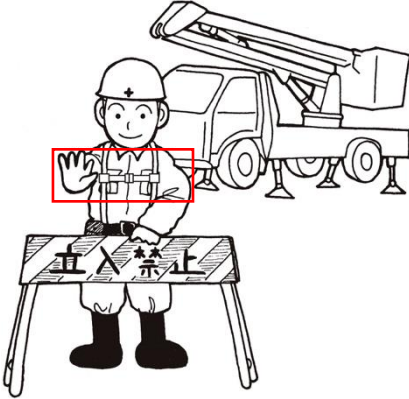
機械形式・名称: \_\_\_\_\_ 機械番号: \_\_\_\_\_

高所作業車作業開始前点検表

令和 年 月 日

No.	点検項目	点検内容	点検結果	特記事項
1	エンジン	冷卻水の良否	〇	
2	燃料タンク	燃料の良否	〇	
3	オイルパン	エンジンオイル量の良否	〇	
4	作業油タンク	作業油量の良否	〇	
5	タイヤ	損傷・磨耗の有無、タイヤの空気圧の良否	〇	
6	クレーン	吊钩の有無、フックの重りの良否	〇	
7	下部走行体	走行装置	〇	
8	走行体	走行装置	〇	
9	走行体	走行装置	〇	
10	走行体	走行装置	〇	
11	走行体	走行装置	〇	
12	走行体	走行装置	〇	
13	走行体	走行装置	〇	
14	走行体	走行装置	〇	
15	走行体	走行装置	〇	
16	走行体	走行装置	〇	
17	走行体	走行装置	〇	
18	走行体	走行装置	〇	
19	走行体	走行装置	〇	
20	走行体	走行装置	〇	
21	走行体	走行装置	〇	
22	走行体	走行装置	〇	
23	走行体	走行装置	〇	
24	走行体	走行装置	〇	
25	走行体	走行装置	〇	
26	走行体	走行装置	〇	
27	走行体	走行装置	〇	
28	走行体	走行装置	〇	
29	走行体	走行装置	〇	
30	走行体	走行装置	〇	
31	走行体	走行装置	〇	
32	走行体	走行装置	〇	
33	走行体	走行装置	〇	
34	走行体	走行装置	〇	

記 〇: 良好  
×: 不良

(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)			(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
58	上から 2行目	・・・きは、アウトリガのジャッキをセット後に車両アース線を接地する。	58	上から 2行目	・・・きは、アウトリガ <del>ー</del> のジャッキをセッ ト後に車両アース線を接地する。
58	図 2-63	(赤枠部分を変更)	58	図 2-63	
 <p>図 2-63 作業床からの乗り移り等の禁止</p>			 <p>図 2-63 作業床からの乗り移り等の禁止</p>		
60	図 2-66	(赤枠部分を変更)	60	図 2-66	
<p>※建設現場では指差し呼称等の安全活動において「安全帯」が定着していることから、本書では、法令でいう「墜落制止用器具」を「安全帯」と表記しています。</p>  <p>①バスケットセーフティガード ②コントロール・レバーガード ③タッチセンサー ④フットスイッチ</p> <p>図 2-66 安全措置の実施例</p>			<p>※建設現場では、指差し呼称等の安全活動において「安全帯」が定着していることから、本書では、法令でいう「墜落制止用器具」を「安全帯」と表記しています。</p>  <p>①バスケットセーフティガード ②コントロール・レバーガード ③タッチセンサー ④フットスイッチ</p> <p>図 2-66 安全措置の実施例</p>		
60	図 2-68	(赤枠部分を変更)	60	図 2-68	
 <p>図 2-68 安全柵設置の例</p>			 <p>図 2-68 安全柵設置の例</p>		

(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)			(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
61	上から 7行目	② <u>体</u> の操作装置で <u>作業装置</u> の操作をする場合は、・・・	61	上から 7行目	② <u>車体</u> の操作装置で <u>機体</u> の操作をする場合は、・・・
69	上から 7行目	①エンジンオイル	69	上から 7行目	②エンジンオイル
89	上から 19行目	③ ブームの起伏、旋回時等には感電に十分注意する。 ④ 危険だと思ったら作業を中止し、責任者及び電力会社の指示を受ける。	89	上から 19行目	③ <u>建設工事など高圧の充電部に近接して作業する場合、金属体等が接触して感電することを防止するため、絶縁用防護具を用いる。</u> ④ ブームの起伏、旋回時等には感電に十分注意する。 ⑤ 危険だと思ったら作業を中止し、責任者及び電力会社の指示を受ける。
91	上から 10行目	災害事例 9 内装工が養生用フィルムを取付け中に転倒し肋骨を骨折した。 災害事例 10 鷺工が金物取付け中に <u>すき間</u> に落ちて転倒した。	91	上から 10行目	災害事例 9 内装工が <u>壁</u> の養生用フィルムを取付け中に転倒し肋骨を骨折した。 災害事例 10 鷺工が金物取付け中、 <u>クローラー</u> が <u>床のすき間</u> に落ちて転倒した。

(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)

(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)

頁	箇所	内容
92	事例1	(赤枠部分を変更)

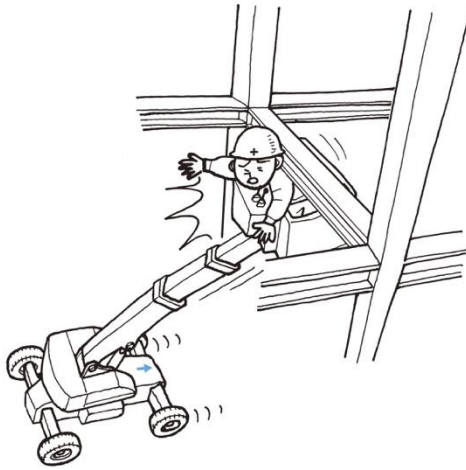
頁	箇所	内容
92	事例1	

災害事例 1

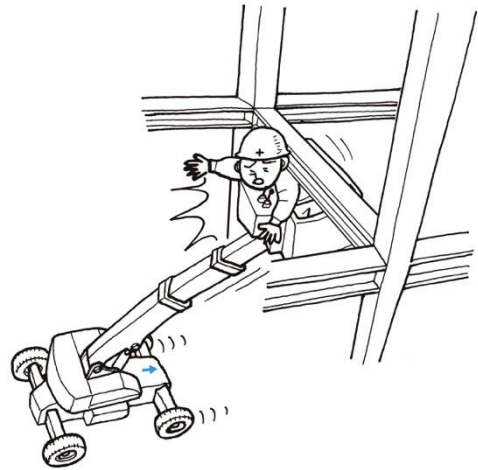
高工が作業床と鉄骨との間にはさまれた				
工事の種類	作業の種類	高所作業車の種類	事故の型	被災部位
ビル建設	鉄骨建方	ホイール式伸縮ブーム型	はさまれ	胸部
職 種	年 齢	経 験 年 数	勤 務 日 数	被 災 程 度
高工	32才	12年	45日	死亡

災害事例 1

高工が作業床と鉄骨との間にはさまれた				
工事の種類	作業の種類	高所作業車の種類	事故の型	被災部位
ビル建設	鉄骨建方	ホイール式伸縮ブーム型	はさまれ	胸部
職 種	年 齢	経 験 年 数	勤 務 日 数	被 災 程 度
高工	32才	12年	45日	死亡



ホイール式伸縮ブーム型高所作業車で鉄骨組立て作業中、つなぎ材取付け後、その場から離れようと走行レバーを後進方向に操作したところ、高所作業車が逆方向に進み、つなぎ材とバケットとの間に胸部をはさまれた。



ホイール式伸縮ブーム型高所作業車で鉄骨組立て作業中、つなぎ材取付け後、その場から離れようと走行レバーを後進方向に操作したところ、高所作業車が逆方向に進み、つなぎ材とバケットとの間に胸部をはさまれた。

原	1. 前後方向の表示を確認しなかった。
因	2. 作業床を下げずに走行した。
	3. 転作業を誤った。
対	1. 表示された方向を確認して操作する。
策	2. 誘導者を配置し誘導する。

原	1. 前後方向の表示を確認しなかった。
因	2. 作業床を下げずに走行した。
	3. 運転操作を誤った。
対	1. 表示された方向を確認して操作する。
策	2. 誘導者を配置し誘導する。

(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)

(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)

頁	箇所	内容
93	事例2	(赤枠部分を変更)

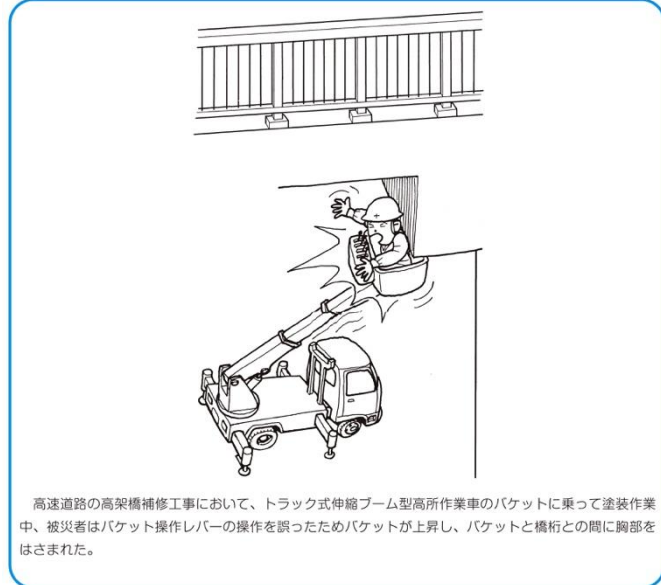
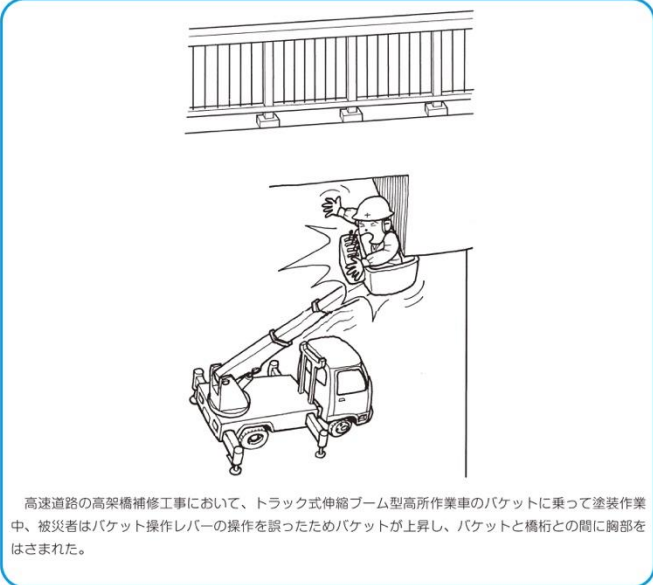
頁	箇所	内容
93	事例2	

災害事例 2

塗装工が作業床と橋桁との間にはさまれた				
工事の種類	作業の種類	高所作業車の種類	事故の型	被災部位
高架橋工事	塗装作業	トラック式伸縮ブーム型	はさまれ	胸部
職 種	年 齢	経 験 年 数	勤 務 日 数	被 災 程 度
塗装工	26才	2年	15日	死亡

災害事例 2

塗装工が作業床と橋桁との間にはさまれた				
工事の種類	作業の種類	高所作業車の種類	事故の型	被災部位
高架橋工事	塗装作業	トラック式伸縮ブーム型	はさまれ	胸部
職 種	年 齢	経 験 年 数	勤 務 日 数	被 災 程 度
塗装工	26才	2年	15日	死亡



原 因	1. 操作レバーの操作を誤った（操作方法を良く理解していなかった）。
	2. 運転技術が未熟であった。
対 策	1. 常に作業の周囲を確認して、安全作業に努める。
	2. 旋回時は旋回方向を確認してから操作する。
	3. 操作方法の安全教育を行う。

原 因	1. 操作レバーの操作を誤った（操作方法を良く理解していなかった）。
	2. 運転技術が未熟であった。
対 策	1. 常に作業の周囲を確認して、安全作業に努める。
	2. 旋回時は周囲を確認してから操作する。
	3. 操作方法の安全教育を行う。

(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)

(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)

頁	箇所	内容
94	事例3	(赤枠部分を変更)

頁	箇所	内容
94	事例3	

災害事例 3

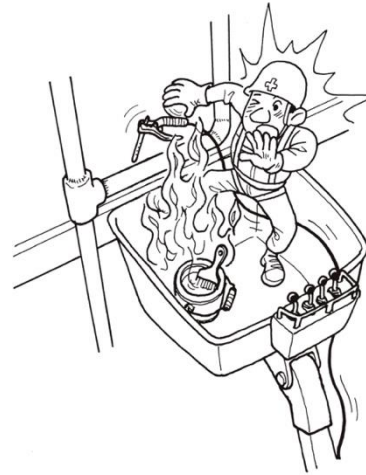
金物工が溶接作業中に火傷した				
工事の種類	作業の種類	高所作業車の種類	事故の型	被災部位
ビル補修工事	溶接作業	トラック式伸縮ブーム型	火災	右足部
職種	年齢	経年数	勤務日数	被災程度
金物工	26才	5年	3日	30日

災害事例 3

金物工が溶接作業中に火傷した				
工事の種類	作業の種類	高所作業車の種類	事故の型	被災部位
ビル補修工事	溶接作業	トラック式伸縮ブーム型	火災	右足部
職種	年齢	経年数	勤務日数	被災程度
金物工	26才	5年	3日	30日



トラック式伸縮ブーム型高所作業車を利用してビルの雨樋を溶接中、火花が塗料に引火し、バケットにも引火して、右足部を火傷した。



トラック式伸縮ブーム型高所作業車を利用してビルの雨樋を溶接中、火花が塗料に引火し、バケットにも引火して、右足部を火傷した。

原因	<ol style="list-style-type: none"> <li>溶接作業があるにもかかわらず、塗料をバケット内に積んでいた。</li> <li>塗料に引火する危険があったにもかかわらず、FRP製バケットの高所作業車を使用した。</li> <li>衣服が化学繊維であったため大きな火傷をした。</li> </ol>
対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>作業方法を事前に十分検討する。</li> <li>火花養生を行う。</li> <li>消火器を備える。</li> </ol>

原因	<ol style="list-style-type: none"> <li>溶接作業があるにもかかわらず、塗料をバケット内に積んでいた。</li> <li>塗料に引火する危険があったにもかかわらず、FRP製バケットの高所作業車を使用した。</li> <li>衣服が化学繊維であったため大きな火傷をした。</li> </ol>
対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>作業方法を事前に十分検討する。</li> <li>火花養生を行う。</li> <li>消火器を備える。</li> </ol>

(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)

(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)

頁	箇所	内容
96	事例5	(赤枠部分を変更)

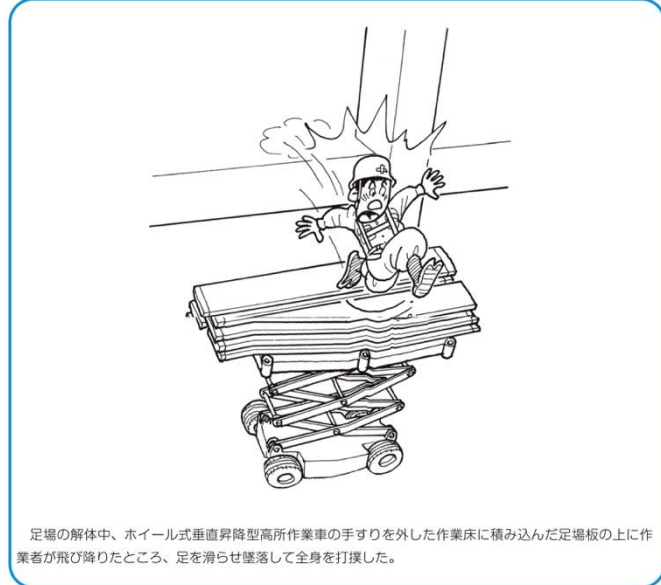
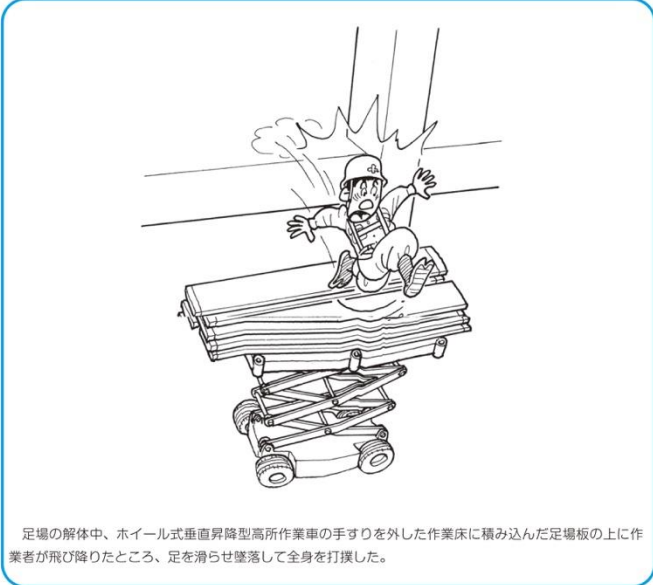
頁	箇所	内容
96	事例5	

災害事例 5

高工が高所作業車に飛び降り墜落した				
工事の種類	作業の種類	高所作業車の種類	事故の型	被災部位
ビル建設	足場解体作業	ホイール式垂直昇降型	墜落	全身
職 種	年 齢	経 験 年 数	勤 務 日 数	被 災 程 度
高工	26才	7年	32日	死亡

災害事例 5

高工が高所作業車に飛び降り墜落した				
工事の種類	作業の種類	高所作業車の種類	事故の型	被災部位
ビル建設	足場解体作業	ホイール式垂直昇降型	墜落	全身
職 種	年 齢	経 験 年 数	勤 務 日 数	被 災 程 度
高工	26才	7年	32日	死亡



原	1. 手すりを外して作業を行った。
因	2. 作業床に飛び降りる不安全行動を行った。
対	1. <b>高所作業車</b> の正しい使用方法を周知徹底する。
策	2. 作業手順を周知徹底する。

原	1. 手すりを外して作業を行った。
因	2. 作業床に飛び降りる不安全行動を行った。
対	1. <b>高所作業車</b> の正しい使用方法を周知徹底する。
策	2. 作業手順を周知徹底する。

(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)

(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)

頁	箇所	内容
99	事例8	(赤枠部分を変更)

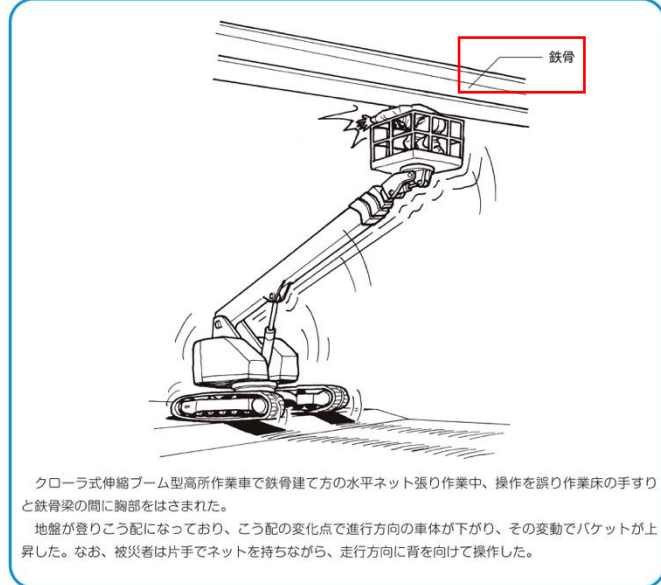
頁	箇所	内容
99	事例8	

災害事例 8

高工がネット張り作業中に作業床の手すりと鉄骨梁の間にはさまれた				
工事の種類	作業の種類	高所作業車の種類	事故の型	被災部位
工場建設	仮設工事	クローラ式伸縮ブーム型	はさまれ	胸部
職 種	年 齢	経 験 年 数	勤 務 日 数	被 災 程 度
高工	48才	22年	31日	60日

災害事例 8

高工がネット張り作業中に作業床の手すりと鉄骨梁の間にはさまれた				
工事の種類	作業の種類	高所作業車の種類	事故の型	被災部位
工場建設	仮設工事	クローラ式伸縮ブーム型	はさまれ	胸部
職 種	年 齢	経 験 年 数	勤 務 日 数	被 災 程 度
高工	48才	22年	31日	60日



原 因 対 策	1. 無理な姿勢で走行操作とネットの引込み作業を同時に行った。
	2. 走行地盤の確認が不十分だった。
	1. 走行時は、作業床を車体の高さまでおろして行う。 2. 作業を行う時は、同時に走行操作を行わない。 3. 地盤の状況を作業開始前に確認し、必要に応じ補修を行う。

原 因 対 策	1. 無理な姿勢で走行操作とネットの引込み作業を同時に行った。
	2. 走行地盤の確認が不十分だった。
	1. 走行時は、作業床を車体の高さまでおろして行う。 2. 作業を行う時は、同時に走行操作を行わない。 3. 地盤の状況を作業開始前に確認し、必要に応じ補修を行う。

(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)

(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)

頁	箇所	内容
100	事例9	(赤枠部分を変更)

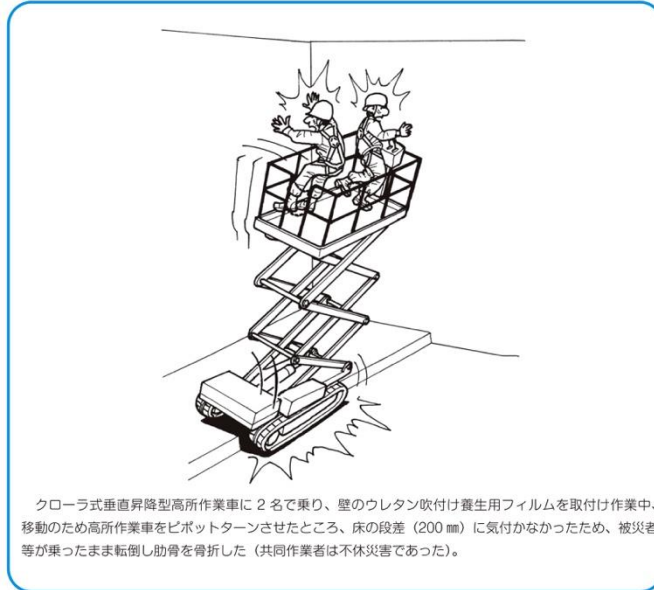
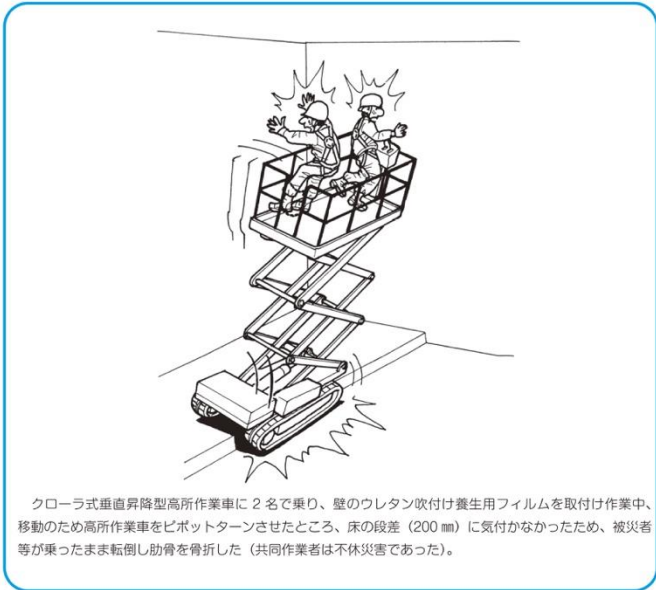
頁	箇所	内容
100	事例9	

災害事例 9

内装工が養生用フィルムを取付け中に転倒し肋骨を骨折した				
工事の種類	作業の種類	高所作業車の種類	事故の型	被災部位
劇場建設	内装工事	クローラ式垂直昇降型	転倒	肋骨
職 種	年 齢	経 験 年 数	勤 務 日 数	被 災 程 度
内装工	28才	6年	34日	17日

災害事例 9

内装工が壁の養生用フィルムを取付け中に転倒し肋骨を骨折した				
工事の種類	作業の種類	高所作業車の種類	事故の型	被災部位
劇場建設	内装工事	クローラ式垂直昇降型	転倒	肋骨
職 種	年 齢	経 験 年 数	勤 務 日 数	被 災 程 度
内装工	28才	6年	34日	17日



原 因	1. 高所作業車の作業床を下げないで走行した。
	2. 作業場所状況(床の段差)を作業に夢中で忘れていた。
対 策	1. 高所作業車の取扱いについて関係者に再教育を実施する。
	2. 床に段差のある場所で走行する場合は誘導者を配置する。

原 因	1. 高所作業車の作業床を下げないで走行した。
	2. 作業場所状況(床の段差)を作業に夢中で忘れていた。
対 策	1. 高所作業車の取扱いについて関係者に再教育を実施する。
	2. 床に段差のある場所で走行する場合は誘導者を配置する。

(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)

(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)

頁	箇所	内容
101	事例 10	(赤枠部分を変更)

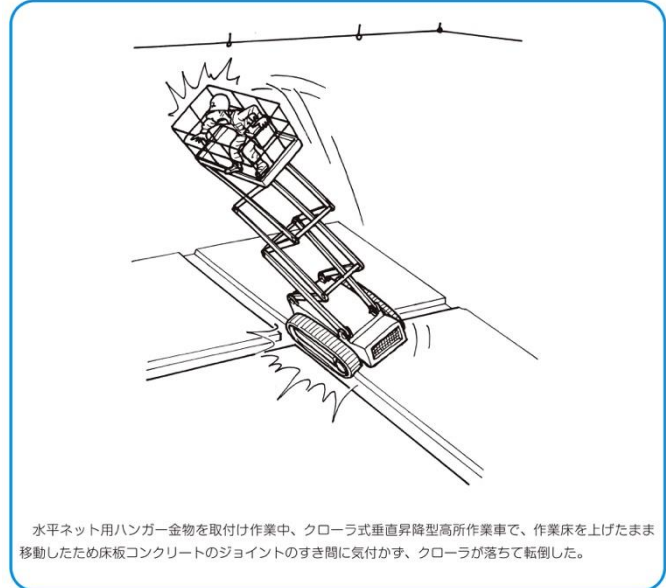
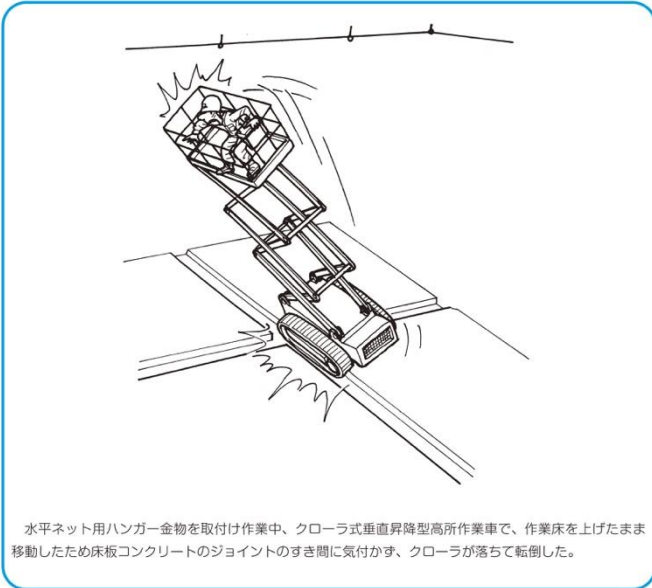
頁	箇所	内容
101	事例 10	

災害事例 10

高所作業車が床のすき間に落ちて転倒した				
工事の種類	作業の種類	高所作業車の種類	事故の型	被災部位
工場建設	ネット金物取付	クローラ式垂直昇降型	転倒	頭部、右肘
職 種	年 齢	経 験 年 数	勤 務 日 数	被 災 程 度
高工	61才	25年	75日	14日

災害事例 10

高工が金物取付中、クローラが床のすき間に落ちて転倒した				
工事の種類	作業の種類	高所作業車の種類	事故の型	被災部位
工場建設	ネット金物取付	クローラ式垂直昇降型	転倒	頭部、右肘
職 種	年 齢	経 験 年 数	勤 務 日 数	被 災 程 度
高工	61才	25年	75日	14日



原 因	<ol style="list-style-type: none"> <li>前後方向の表示を確認しなかった。</li> <li>作業床を下げずに走行した。</li> <li>転作業を謝った。</li> </ol>
対 策	<ol style="list-style-type: none"> <li>表示された方向を確認して操作する。</li> <li>誘導者を配置し誘導する。</li> </ol>

原 因	<ol style="list-style-type: none"> <li>高所作業車の作業床を下げないで走行した。</li> <li>作業に夢中になり、床板コンクリートのジョイントのすき間に気付かなかった。</li> </ol>
対 策	<ol style="list-style-type: none"> <li>高所作業車の取扱いについて関係者に再教育を実施する。</li> <li>床に段差がある場所で作業する場合は、誘導者を配置する。</li> </ol>

103	上から 20行目	1 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険 2 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
103	下から 1行目	3 計器監視、精密工作等の作業による健康
106	上から 17行目	第6章 労働者の就業に <u>当た</u> つての措置
110	上から 14行目	・・・ただし、令第2条第3号に掲げる業種の事業場の労働者については、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができる。

103	上から 20行目	1 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険 2 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
103	下から 1行目	3 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
106	上から 17行目	第6章 労働者の就業に <u>当た</u> つての措置
110	上から 14行目	文章削除

(旧版) 改訂初版19刷(令和6年6月7日)			(新版) 改訂2版(令和7年6月30日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
111	上から 19行目	(前照燈及び尾燈) 第194条の8 事業者は、高所作業車(運行の用に供するものを除く。以下この条において同じ。)については、前照燈及び尾燈を備えなければならない。	111	上から 19行目	(前照灯及び尾灯) 第194条の8 事業者は、高所作業車(運行の用に供するものを除く。以下この条において同じ。)については、前照灯及び尾灯を備えなければならない。
113	上から 4行目	第194条の15 事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、乗車席及び作業床以外の箇所に労働者を乗せてはならない。	113	上から 3行目	第194条の15 事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者を乗車席及び作業床以外の箇所に乗せてはならない。
113	上から 28行目	・・・労働者を乗せてはならない。ただし、平坦で堅固な・・・	113	上から 27行目	・・・作業に従事する者を乗せてはならない。ただし、平坦で堅固な・・・
114	上から 4行目	2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、走行中の・・・	114	上から 3行目	2 作業に従事する者は、前項ただし書の場合を除き、走行中の・・・